

第46回金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成17年8月29日(月) 14:00～15:30

2. 場所

金沢市役所7階 全員協議会室

3. 出席委員

学識経験者

| | |
|-------|-----------------|
| 朝倉 忍 | 金沢市農業委員会会長 |
| 大西 節子 | 消費生活コンサルタント |
| 坂本 英之 | 金沢美術工芸大学教授 |
| 中村 明子 | 弁護士 |
| 馬場先恵子 | 金沢学院大学助教授 |
| 半田 隆彦 | 金沢経済同友会都市活性化委員長 |
| 森 俊偉 | 金沢工業大学教授 |
| 山田 文代 | 石川県建築士会理事 |

市議会議員

| | |
|-------|----------------|
| 苗代 明彦 | 金沢市議会副議長 |
| 横越 徹 | 金沢市議会都市整備常任委員長 |
| 森 雪枝 | 金沢市議会総務常任委員長 |

関係行政機関

| | |
|--------|----------------------------|
| 岡田 稔 | 石川県土木部長(代理) |
| 藪下 勲 | 石川県警察本部交通部長(代理) |
| 東方 俊一郎 | 石川県農林水産部長(代理) |
| 伊藤 正秀 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長(代理) |

市民

| | |
|--------|----------------|
| 高田 千恵子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |
| 鶴山 務 | 金沢市町会連合会長 |

司会

定刻となりましたので、只今より、第46回金沢市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、残暑厳しい折、ご多忙のところ委員の皆様には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の都市計画審議会では計画案件3件、報告案件1件について、ご審議いただく予定となっております。どうか十分なご審議をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしく願いいたします。

会長

最初に、事務局の報告によりますと、只今委員20名の内17名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

まず、委員の異動がありましたので事務局より報告願います。

司会

それでは、異動により新たに就任されました委員をご紹介します。

金沢市 農業委員会 会長の朝倉 忍(あさくらしのぶ)委員でございます。

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長の伊藤 正秀(いとうまさひで)委員でございます。本日はご都合により代理の方のご出席となっております。

委員の移動は以上でございます。

会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりまして、議事録の署名委員を指名させていただきます。

大西委員、横越委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、「議案第217号 金沢都市計画 臨港地区の変更」について事務局から説明願います。

事務局

議案第217号金沢都市計画臨港地区の変更についてご説明いたします。お手元の議案書の2ページから4ページに、計画表と図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の3ページをお開き下さい。今回臨港地区を拡大する西地区の位置をご説明いたします。こちらが金沢港です。こちらが大野川です。こちらが臨港線です。こちらが福久福増線(外環状道路海側幹線)です。こちらが金石街道線です。こちらが金沢駅港線です。こちらが堀川栗崎線です。こちらが諸江向栗崎線です。こちらが東山内灘線です。図面青で囲まれた区域が既に指定されている臨港地区の区域322haです。図面中央左の赤で囲まれた地区が西地区です。

議案書4ページをお開き下さい。西地区の拡大図です。こちらが金沢港です。こちらが、大野大橋です。こちらが、大野新橋です。こちらがお台場公園です。図面青で囲まれた区域が既に指定されている臨港地区の区域です。図面中央の赤で囲まれた地区が今回、臨港地区を拡大する西地区・6.3haです。

臨港地区は、港湾計画に基づき、港湾を円滑に管理運営するために定める地域、地区です。区域に指定されますと、5,000㎡を超える区画形質の変更又は延べ床面積2,500㎡を超える建築物の建築に際して、港湾管理者に届け出が必要となります。この場合、開発行為が港湾計画に照らして不適切な場合は是正勧告措置をとることができます。

現在の臨港地区は、港湾における諸活動の円滑化を図り、港湾の機能の確保できるように昭和50年10月に都市計画決定されたものです。その後、金沢港においても、時代の変遷に伴い、多様化している港湾機能へのニーズに応えるため、平成14年10月に港湾計画の改訂を行いました。

その港湾計画の中で、今回区域拡大をする西地区においては、金沢港周辺におけるプレジャーボートの係留施設の不足や、港湾景観の保全、まちづくりと連携した市民の憩いの場の創出に対応すべく、ふ頭用地、緑地等としての整備が計画されました。

今回、その港湾計画を受けて西地区において、ふ頭用地、緑地等としての港湾の管理運営を円滑に行うため、必要な区域として大野お台場公園及びその周辺の区域6.3haを拡大指定するものである。なお、大野お台場公園については平成17年3月に完成しております。

本案件について、平成17年6月24日から7月8日まで2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。本件について、質問ご意見ございませんか。

A委員

図面の紫の部分はどうなっていますか。

事務局

用途地域は準工になっています。

A委員

土地利用はどうなっていますか。住宅ですか。

事務局

住宅よりもむしろ醤油工場など工場関係が建っています。

A委員

わかりました。

B委員

お台場公園は公園施設ですね。これが港湾施設になると機能が損なわれるのですか。

事務局

お台場公園は港湾地区の公園として整備されたもので、なくなる訳ではありません。

会長

この区域は港湾地区として既にかなり整備されているということですね。

事務局

そうです。

会長

それでは、この案件については意見もないようなので、県の都市計画審議会にて審議するというところでよろしいですね。

(異議なし。)

会長

では、次の案件に進みます。

会長

議案第218号金沢市における特殊建築物の位置の指定について説明をお願いします。

事務局

よろしくをお願いします。

今回、議案218号及び219号は、双方、金沢市における特殊建築物の敷地の位置についてです。218号は、産業廃棄物によるものであり、219号は一般廃棄物によるものです。

最初に、廃棄物の区分けについて、説明します。

廃棄物には、事業所から事業活動に伴い発生する産業廃棄物20種類があります。それ以外は、一般廃棄物となります。一般廃棄物のうち、家庭から発生するものを家庭系ごみ、事業所から発生するものを事業系ごみに区分します。したがって、廃棄物は、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物の3つに区分されます。

今回、218号は、産業廃棄物の産業廃棄物処理施設に関する案件であり、219号は事業系の一般廃棄物の処理施設に関する案件となります。

これまでは、事業系一般廃棄物の多くは金沢市戸室新保埋立場で最終処分していました。しかし、近年、資源ごみ、ペットボトルや容器包装プラスチック類を再資源化するため、民間処理業者の廃棄物処理施設を活用するようになってきています。そのため、今回事業系一般廃棄物処理施設を指定していくというものであります。

また、決定権者につきましては、218号の産業廃棄物処理施設については、都道府県の定める都市計画とされていますので、ご審議いただいた後、石川県都市計画審議会に付議していきたいと考えております。219号につきましては金沢市が決定権者ですので、本審議会の方で指定していきたいと思っております。

次に、敷地の位置の指定について、説明します。

都市計画の都市施設として、処理施設については都市計画決定を行うものですが、民間施設（個人所有の敷地）であるため、建築基準法51条のただし書きにより、指定するものです。

ここで、都市計画上支障がないとありますが、都市計画運用指針では、廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項が記載されています。

主な搬出入のための道路が整備されていること、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては工業系の用途地域が望ましいこと、災害の発生するおそれの高い区域は望ましくないこと、敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、周囲との遮断を図ることが望ましいこと、最後に本件とは関連はありませんが、ごみ焼却場の場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましいことの5点でございます。

では、218号の案件の説明に移ります。

初めに、計画地の有限会社越村商店湊1丁目工場です。

では、こちらのスクリーンをご覧ください。

こちらが石川県運転免許センターです。こちらが今回、位置指定をする有限会社越村商店湊1丁目工場です。工業専用地域に位置します。

越村商店は、現在、長土堀2丁目地内で、古紙を中心に廃品回収業を行っています。しかし、近年、プラスチック類やその複合物が増加し、古紙から資材の変換を図るため、処理施設を整備し、事業を拡大するものです。

事業拡大にあたり、現在の長土堀2丁目は、市中心部に位置し、周辺は住宅も多く密集してきており、廃棄物処理施設には不向きな地域となりつつあり、本計画地（湊1丁目地内）に移転するものです。

付近見取図です。こちらが昨年完成した金沢市湊調整池です。調整池の整備に併せ、道路も整備し、現在金沢市道となっています。中央赤色が、有限会社越村商店湊1丁目工場です。敷地面積は、6,612㎡です。

越村商店湊1丁目工場の配置図です。図面左側（黒矢印）が金沢市道です。赤矢印箇所が、搬入搬出の箇所となります。

廃棄物等の搬出車両は、時間当たり3台程度で、都市計画道路臨港線から金沢市道を通行する予定です。市道に沿って、駐車場（約30台）を設け、敷地中央部に事務所兼用工場を建設します。北側に幅員2m延長約140m、駐車場付近に6箇所の植栽帯を設置します。植栽帯面積は、約30

0 m²です。

建築計画図です。中央に事務所を設け、右側（赤色箇所）に、破碎施設を設置します。破碎施設の内容は、廃プラスチック類47.4tとがれき類149.1tです。

現況の様子です。赤線で囲まれたところが敷地です。

次に計画地の株式会社中部資源再開発才田町工場です。

こちらが競馬場、こちらが河北潟、こちらが河北潟周辺を通る「河北潟周辺広域農道」です。金沢市道福久利屋線です。こちらが今回、位置指定をする株式会社中部資源再開発才田町工場です。市街化調整区域に位置します。

株式会社中部資源再開発は、現在、湊1丁目地内で、産業廃棄物の中間処理業を行っています。

今回、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車等のリサイクル施設を整備し、事業拡大をするものです。

付近見取図です。こちらが河北潟周辺広域農道です。幅員は約9mです。中央赤色が、株式会社中部資源再開発才田町工場です。敷地面積は、15,660m²です。

周辺には、石川県金沢食肉流通センター（昭和52年2月21日「と畜場」で計画決定）、金沢水産衛生センター、金沢市食肉衛生検査所並びに天狗中田産業株式会社才田工場があります。

株式会社中部資源再開発才田町工場の配置図です。図面左側（黒矢印）が金沢市道です。赤矢印箇所が、搬入搬出の箇所となります。主要な入り口は、上の箇所になります。

廃棄物等の搬出車両は、時間当たり15台程度で、金沢市道からの搬入となるが、敷地内で待避でき、公道上への影響はありません。

この敷地は、昭和60年5月の開発審査会で濱田漁業が畜産飼料製造工場として開発行為の許可を得、石川県農業開発公社から敷地を譲渡されたものです。約10年前から操業を停止し、廃屋となっていました。今回、既設建築物を再利用し、廃棄物処理場を設けるものであります。破碎施設の内容は、廃プラスチック類231.0tです。

敷地と市道の間（図面緑色箇所）に、石川県農業開発公社所有の土地が約980m²あり、株式会社中部資源再開発が緑地帯として管理を行う事務手続きを行っています。

現況の様子です。赤線で囲まれたところが敷地です。

本件は、市街化調整区域に計画されたものです。本来であれば、工業系用途地域への誘導を行うべきであります。本市において、市街化調整区域での新規計画は、最初の事例となります。

さらに、今後、廃棄物の再生化（リサイクル化）が多くなり、類似の案件が予想されるため、指針を定めました。

集落、学校及び病院から500m以上離れて立地するものであること、敷地の従前の用途は、工業用建築物の用途として供されていたものであること、敷地の主要な搬入搬出口に接する道路は幅員8m以上確保されていること、敷地周囲に対して、防音、悪臭、粉塵及び汚水等について環境保全上対sかうが講じられていること、敷地内で緑化に努められていること

以上5点につきまして充足していれば、市街化調整区域であっても、本審議会に付議することを決定いたしました。

本件では、

集落等から距離がある。（直線距離で1.2km）

既存の製造工場を再利用する。（浜田漁業の飼料工場）

交通機能上も、8m以上の幅員を有する道路に面している。（9m道路）

施設内の環境対策が講じられている。（環境保全課による審査済）

環境に配慮し、前面の敷地を植栽地として管理していく。

以上の点を考慮し、本件の位置の指定については、やむを得ないと考えます。

以上で、2件の説明を終わりますが、両施設の設置にあたっては、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等に係る調整、が満たされています。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。本件について、質問ご意見ございませんか。

A 委員

先の方は、緑地を敷地内で確保し、後の方は緑地を敷地内ではなく道路区域の中で確保することですが、先と同様に敷地内で確保すべきではないですか。

事務局

現在県の方と調整中ですが、まず第一段階として、緑地の管理を開発者が行うこととしています。第二段階で土地を確保するというで調整しています。従前の建物をそのまま利用するので、現況と変更がないということでこのような方法をとらせて頂いています。今後敷地内に緑地をとるよう指導していきたい。

会長

緑地が確保される可能性は高いということですか。

事務局

はい。

C 委員

4番目に「施設内の環境対策が講じられていること」となっており、生活者の観点から、環境への配慮を特に厳しく指導されたい。

事務局

環境部局とも連携してそのようにしていきたい。

D 委員

計画2の方は、周辺には食肉センター等があってもともと食品を扱っているところが集まっていると思う。市としてこのようなりサイクル施設をどこかにまとめていくという計画はないのか。

事務局

現在の所考えていません。

D 委員

では、順次このように空き地に設置されていくということか。

事務局

行政的には、戸室新保に処分地を確保していますが、どうしても足りなく、民間に頼らざるを得ない状況です。また、このような民間施設については、現状のところ各自敷地を確保していただいて、団地を設置して集約することは考えておりません。

会長

食品工場等への影響はないのか。

事務局

環境部局とも協議しており、影響はないと考えています。処理は建物内で行われるので、粉塵の影響は少ないと考えており、排水についても処理されているので安全性の問題はないと考えています。

会長

では、この件に関しては、緑地の取扱いの件と食品工場への安全性の件について意見がありました。これらは参考意見として扱って頂いて、原案のとおり県の都市計画審議会に付議をすることと

します。

では次の案件の説明をお願いします。

会長

では、議案第219号金沢市における特殊建築物の位置の指定について説明をお願いします。

事務局

お手元の議案書、8ページから12ページに計画書と位置図が添付してございます。

議案書8ページをご覧ください。

本案件は、ごみ処理施設（一般廃棄物中間処理施設）を設置するにあたり、特定行政庁の金沢市が金沢市都市計画審議会へ付議をするものです。今回、ご審議いただくのは3件です。

初めに、計画地の株式会社ミナト環境サービス専光町工場です。

では、こちらのスクリーンをご覧ください。

こちらが金沢外環状道路海側幹線です。こちらが都市計画道路専光寺野田線です。こちらが今回、位置指定をする株式会社ミナト環境サービス専光町工場です。工業地域に位置します。

株式会社ミナト環境サービス専光寺町工場の廃プラスチック類処理施設は、平成16年度に産業廃棄物中間処理施設として敷地の位置の指定を受け、産業廃棄物に区分される廃プラスチックの破碎を行っています。

今回、同一施設を使用し、事業系一般廃棄物に区分される廃プラスチック（ペット類）を処理するものです。

付近見取図です。こちらが専光寺ソフトボール場です。中央赤色が、株式会社ミナト環境サービス専光寺町工場です。敷地面積は、3,804㎡です。

ごみ処理施設の内容は、廃プラスチック類10.0tの破碎と廃プラスチック類2.5tの圧縮です。

現況の様子です。赤線で囲まれたところが敷地です。

次に計画地の株式会社北陸環境サービス平栗工場です。

こちらが金沢外環状道路山側幹線です。こちらが大乗寺丘陵総合公園。金沢市野田山墓地です。こちらが金沢市道野田平栗線です。こちらが今回、位置指定をする株式会社北陸環境サービス平栗工場です。市街化調整区域に位置します。

（株）北陸環境サービス平栗工場の廃プラスチック類処理施設は、平成14年度に産業廃棄物中間処理施設として敷地の位置の指定を受け、産業廃棄物に区分される廃プラスチックの破碎を行っています。

今回、同一施設を使用し、事業系一般廃棄物に区分される廃プラスチック（ペット類）を処理するものである。

付近見取図です。こちらが金沢市道（野田平栗線）です。中央赤色が、株式会社北陸環境サービス平栗工場です。敷地面積は、10,571㎡です。

ごみ処理施設の内容は、廃プラスチック類12.0tの破碎です。

現況の様子です。赤線で囲まれたところが敷地です。

次に、計画地の有限会社越村商店湊1丁目工場です。

こちらが石川県運転免許センターです。こちらが今回、位置指定をする有限会社越村商店湊1丁目工場です。工業専用地域に位置します。

越村商店は、現在、長土堀2丁目地内で、古紙を中心に廃品回収業を行っています。しかし、近年、プラスチック類やその複合物が増加し、古紙から資材の変換を図るため、処理施設を整備し、事業を拡大するものです。

事業拡大にあたり、現在の長土堀2丁目は、市中心部に位置し、周辺は住宅も多く密集しており、廃棄物中間処理施設には不向きな地域となりつつあり、本計画地（湊1丁目地内）に移転するものです。

付近見取図です。こちらが昨年完成した金沢市湊調整池です。調整池の整備に併せ、道路も整備

し、現在金沢市道となっています。中央赤色が、有限会社越村商店湊1丁目工場です。敷地面積は、6,612㎡です。

越村商店湊1丁目工場の配置図です。図面左側（黒矢印）が金沢市道です。赤矢印箇所が、搬入搬出の箇所となります。

廃棄物等の搬出車両は、時間当り3台程度で、都市計画道路臨港線から金沢市道を通行する予定です。市道に沿って、駐車場（約30台）を設け、敷地中央部に事務所兼用工場を建設します。北側に幅員2m延長約140m、駐車場付近に6箇所の植栽帯を設置します。植栽帯面積は、約300㎡です。

建築計画図です。中央に事務所を設け、左側（青色箇所）に、ごみ処理施設を設置します。現況の様子です。赤線で囲まれたところが敷地です。

以上で、3件の説明を終わりますが、これら設の設置にあたっては、隣接者の同意、公害等に関する対処、関係法令等に係る調整、が満たされています。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。本件について、ご質問ご意見ございませんか。

A委員

計画1、2で産廃施設に一般廃棄物を処理させるということですが、ゴミの量が増えて処理することに問題はないのでしょうか。また、交通量の影響はないのでしょうか。

事務局

まず、交通量につきましては、従前事業系のゴミについては収集行為を行って一旦会社に帰り埋立場へ持っていったものを、今回工場内で破碎することになりますので、影響はないと考えます。

量的には、最大処理量に変更になる訳ではなく、現在産業廃棄物のみの処理で少し余裕があるということで、問題ないと考えています。

A委員

最大量について、クリアーされていて、今回それを上回らないから大丈夫ということですか。

事務局

そうです。

会長

他にご意見はないですか。

ないようですので、この件に関しては原案通りとしてよろしいですか。

（異議なし。）

会長

次に前回までにご審議いただきました計画案件について、諸手続がなされておりますので、事務局より報告を受けます。

事務局

議案書13ページをお開き下さい。平成17年5月25日開催の第45回金沢市都市計画審議会において審議されました第215号金沢市都市計画地区計画戸板第二地区ですが、金沢市告示第212号として、平成17年6月21日に決定しております。

同じく、第211号、第212号、第213号につきましては、金沢市告示第213号として平成17年6月21日に変更となっております。

以上でございます。

会長

それでは、事務局より報告案件の説明をお願いします。

事務局

では、都市計画道路見直し素案について説明致します。

お手元の資料をご覧ください。

まず、見直し素案の策定公表についてです。

平成16年9月29日開催の「第42回 金沢市都市計画審議会」で報告した都市計画道路の見直しについては、検討委員会7回と現地視察1回を開催し、併せて、国土交通省や石川県等の関係機関とも協議を行い、さる6月に「金沢市都市計画道路見直しに関する報告書」が木俣委員長から金沢市長に報告されました。

これを受け、6月に開催された「金沢市議会都市整備常任委員会」で報告を行い、「都市計画道路の見直し素案」を公表したところです。

検討内容及び報告書については、ホームページに掲載しております。

また、検討委員会では、次の5項目について検討を行いました。

第一点目は、必要性からの検討です。二点目は、事業性からの検討。三点目が、金沢の歴史性ある建造物・街並みの保全という観点からの検討。四点目がコミュニティーの継続からの検討。最後に、見直し素案に基づいたネットワーク（将来交通量）を検証し、確認しました。

こうして、見直し素案の策定を行いました。

次に、見直し素案についてです。

見直し素案は、廃止を検討する路線が8路線9区間。継続を検討する路線が5路線5区間です。一覧表と2枚目の位置図を参照してください。

次に、今後の流れについてです。

現在、パブリックコメント（意見募集）を実施しています。

募集期間は、7月26日から10月26日までの3ヶ月間です。

また、10月から、対象路線毎の説明会を開催していきます。

開催についての案内は、対象路線隣接町会への班回覧と金沢市広報への掲載並びに都市計画課ホームページへの掲載を予定しています。

また、都市計画道路見直し素案のパンフレットを作成しました。

項目として、都市計画道路の現況、都市計画道路見直しの背景と目的、都市計画道路見直しの考え方、都市計画道路見直し素案、都市計画道路見直しの流れについて、記載しました。

このパンフレットは、地元説明会開催案内等での活用を考えています。

最後に、説明会等により、見直し素案に対し合意形成が出来た路線より、都市計画法に基づく計画決定の手続きを行いたいと考えています。

では、路線ごとに説明をします。こちらのスクリーンをご覧ください。

では、廃止を検討する路線から始めます。

最初に、堀川栗崎線です。七ツ屋から北安江区間です。

こちらが金沢駅です。画面中央に流れているのは、浅野川です。図面赤色の路線が堀川栗崎線です。昭和41年に決定されました。

しかし、その後昭和47年に決定された北安江八日市線や金沢駅東通り線が整備され、栗崎方面への交通渋滞が見られないことから、本区間の都市計画上の必要性は低くなりました。

また、北陸鉄道浅野川線との横断箇所は、立体化が必要となり、新たに側道や接続する現道との取り付けなどが必要となり、既存住宅地の空洞化や街並みの分断を招き、コミュニティーの喪失が懸念されます。

次は、堀川瓢箪町線です。

こちらが金沢駅です。画面中央に流れているのは、浅野川です。図面赤色の路線が堀川瓢箪町線です。昭和41年に決定されました。

本区間の周辺道路網である本町彦三線や東山内灘線、及び金沢駅通り線が整備され、本区間の都市計画上の必要性は低くなりました。

また、浅野川周辺は景観を保全する伝統環境保存区域に指定されているとともに、歴史的建造物を保存するこまちなみ区域の候補地である旧岩根町があり、本計画により、川筋景観の変貌や、街並み景観の喪失が懸念されます。

さらに、約150件の住宅地が移転の対象となり、既存住宅地の空洞化や街並みの分断を招くこととなります。

次は、金石桂町線です。

図面赤色の路線が、金石桂町線です。金石街道終点の金石バスターミナルから金沢港方面へ計画されています。昭和33年に決定されました。

当初は、市街地の拡大を想定したもので、大野町を通過し、粟崎まででしたが、昭和41年に金沢港の開発計画に併せ、現在の計画に変更しました。

しかし、その後昭和43年に決定された臨港線や本路線と平行する金沢市道が代替的に機能しており、本区間の都市計画上の必要性は低くなりました。

次は、本町泉本町線区間です。玉川町から中央通り町区間です。

こちらが、森山有松線です。画面左下を流れているのは、犀川です。図面赤色の路線が、本町泉本町線の玉川町から中央通り町区間です。

昭和5年に金沢城址を循環する内環状道路として計画されましたが、市域の拡大とともに、環状道路の位置付けも変化しています。

また、国登録文化財や金沢を代表する歴史的建造物が数多く残っている長町武家屋敷群を分断する計画です。良好な街並みや歴史資源が損なわれる懸念があります。

次は、本町泉本町線区間です。中村町から泉本町区間です。

図面赤色の路線が、本町泉本町線の中村町から泉本町区間です。昭和5年に金沢城址を循環する内環状道路として計画されましたが、市域の拡大とともに、環状道路の位置付けも変化しています。

また、周辺の都市計画道路（鳴和三日市線、専光寺野田線、森山有松線などの幹線が整備され、当初の都市計画上の必要性は低くなりました。

また、北陸鉄道石川総線との横断箇所は、立体化が必要となり、新たに側道や接続する現道との取り付けなどが必要となります。さらに、大きな事業所（津田駒工業とNTT）敷地を分断することにもなっています。

次は、広坂長町線です。香林坊1丁目から長町3丁目区間です。

図面赤色の路線が広坂長町線です。昭和5年に金沢城址を循環する内環状道路から放射状道路として計画され、先ほどの本町泉本町線区間と長町3丁目の聖霊病院付近で接続しています。

したがって、本区間は、本町泉本町線と一体で検討する必要があり、本町泉本町線は廃止の方向で検討しているため、ネットワークが確保されないこととなります。

また、本区間北側の文化ホールから中央小学校の区間は、現在道路改良（拡幅）事業に着手しており、代替機能が確保されると判断できます。

さらに、本区間は大野庄用水を横断する箇所があり、4m程度の段丘によって、この周辺は掘り込みが必要となる。その結果、周辺の取り付け道路（側道等）が必要となり、周辺に及ぼす影響が大きいと思われます。

次は、泉野野々市線です。野町3丁目から弥生1丁目区間です。

図面赤色の路線が泉野野々市線です。泉中学校の北側を通り、隣接する弥生小学校敷地を通過する計画です。

昭和5年に金沢城址を循環する内環状道路から放射状道路として計画された鱗町芦中線が当初でしたが、昭和44年に現在の計画となりました。中環状道路の整備に伴い、本区間の必要性は低くなりました。

また、旧鶴来街道周辺は、伝統環境保存区域に指定されており、本区間が横断する区域には、歴史性の高い建物が立地している。

次は、浅川線です。常盤町から鈴見台1丁目区間です。

図面赤色の路線が浅川線です。天神橋詰めから常盤橋詰め、石川県青年会館前を通り、鈴見台1丁目を結ぶ計画です。

昭和41年に決定されました。同時期に決定された小將町田上線の整備と昭和60年に決定された今町鈴見線の暫定整備により本区間の計画の必要性は低くなった。

また、浅野川右岸から卯辰山公園にかけて、風致地区、斜面緑地保全区域、伝統環境保存区域に指定されており、良好な景観要素が変貌する危険性がある。

次は、卯辰山公園線 です。山の上町の区間です。

図面赤色の路線が卯辰山公園線 です。小坂神社前を通る、卯辰山公園への森山町側の進入路です。

国道との交差点については、改良工事が終わり、一定の交通処理がなされている道路です。一部、屈曲が激しい箇所については、道路改良で対応できると考えています。

以上が、廃止を検討する9区間について説明しました。

次に、継続を検討する5区間について説明します。

まず最初に、問屋松寺線です。問屋町2丁目から諸江町下丁区間です。

図面赤色の路線が問屋松寺線です。問屋団地と浅野川を渡り、東山内灘線を結ぶ連絡道路として決定された路線で、外環状道路海側幹線と国道8号線の間を平行に通る道路であり、北部地区のネットワーク上の重要な路線であります。

浅野川せせらぎ橋の完成により、北陸鉄道浅野川線の立体化を残すのみとなっています。

次は、本町泉本町線 です。中央通り町から中村町区間です。

図面赤色の路線が本町泉本町線 です。

森山有松線の犀川大橋と鳴和三日市線の御影大橋の間に位置します。犀川渡河断面を確保する必要性の高い路線です。

次は、広坂通り線です。本多町3丁目から石引4丁目区間です。

図面赤色の路線が広坂通り線です。兼六園に隣接しています。

現在、旧県庁周辺の文化環境ゾーンの基本計画を策定中です。

さらに、民間の権利を制限する区間ではありません。

次は、浅川線 です。鈴見町の区間です。

図面赤色の路線が浅川線 です。図面中央部を流れているのは、浅野川です。

鈴見新庄線（外環状道路山側幹線）と平行に鈴見から田上を結ぶ路線として、路線バスの経路にもなっています。

本区間の前後は、若松鈴見地区の土地区画整理事業により、整備され、歩道が整っていますが、本区間は、山側に幅員1m程度の歩道を有するのみであり、連続的な歩行者の安全確保が必要です。

最後に、卯辰山公園線 です。橋場町から東山1丁目区間です。

図面赤色が卯辰山公園線 です。図面中央部を流れているのは、浅野川です。

車道の幅員は、ほぼ確保されており、一定の交通処理機能は確保しています。

しかし、卯辰山公園への路線バスの経路になっており、歩行空間の確保が必要です。

あわせて、兼六園・東山茶屋街・卯辰山公園を結ぶ城下町見て歩きコースに位置付けられており、観光客の通行も多くなっています。

以上が継続を検討する区間です。

これで、見直し対象となった10路線14区間の見直し素案の説明を終わります。

会長

ではこの報告案件に対してのご質問、ご意見ございませんか。

A委員

これから説明会等を行っていくとのことですが、この資料は関係町会だけでなく、全戸配布しないのですか。

事務局

当初、全戸配布を考えていましたが、町会の負担が大きいとのことで、対象地区のみの配布とさせて頂きました。今後はホームページや新聞広報で周知を図っていくこととしています。

A委員

願わくは全戸配布お願いしたい。

会長

その他にございませんか。

E 委員

本町泉本町線 - 2 の犀川にかかる橋は、新橋より下流に新たに架けるのか。

事務局

はい。新橋より約 100 m 下流に計画しています。

E 委員

この区間は昔からの町家風の民家が多く残っている。新しく道路をつくることは困難ではないかと思うが。

事務局

計画の中でこの区間は幅員 18 m、他の区間（1 及び 3）は 16 m であり、この路線の中で幹線道路に近い位置づけとなっています。そのため、他点も考慮した上で、この区間のみ継続としています。

E 委員

（図面中の）野田専光寺線ところの黒い部分は何か

事務局

白菊町の変電所及び製材所が建っています。

F 委員

継続となった路線はいつ頃を目処に整備されるのですか。

事務局

今後地元へ入って行くときには、当然そのような質問に答えていかななくてはならないと考えています。現在道路整備プログラムに基づいて、整備を行っていますが、近々に見直す計画です。その中で、この継続する路線については、優先的に整備を図る路線として位置づけて、優先的に事業に盛り込んでいくことを考えております。ただし、予算等もありますので何年に整備するというようなことは言えませんが、他の路線と比べて優先的に取り組むという約束を以て地元の説明していきたいと思っております。

G 委員

重要な路線と言っているが、何年もの間、整備せずにきて、一体どんな権利制限を課しているのか。

事務局

都市計画決定がなされた場合、その土地に木造 2 階建て等の建物は建築可能であり、鉄筋の建物であるとか、地下構造物は、築造できません。よって、通常の住宅を建てるのには、支障はありません。ただ、最近では、木造の 3 階建て等の需要もあり、そういう場合は若干きつい制限になるうかと思われま。

G 委員

この区域には、住宅だけでなく工場とかもあり、規制がかかっていると建て替えができない。重要といいながらいつくるか分からないでは、話にならない。10 年先とかわかればともかく、知らない内に都市計画道路だとか線をかけられて、個人の財産をどう考えているのか。

事務局

今後説明を行って行く中で、委員のようなご意見も当然でできると考えています。今回は素案ということでこのようにまとめさせていただきましたので、今後、委員のご意見、地元のご意見を聞きながら、適切に対応して行きたい。

会長

他はありませんか。よろしいでしょうか。

では、今後進めて行くにあたって、広報の仕方についてご意見があり、また、継続のものについては、実現性についてのご意見がありましたので、十分参考にさせていただいて、進めて頂くということでもよろしくをお願いします。

会長

これで、本日諮問のありました計画案3件、報告案件1件について、滞りなく審議が終了しました。

なお、委員の皆様から何かご討議頂くような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。

ありがとうございました。

司会

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。今後、石川県都市計画審議会への付議等の手続きを進めていきたいと思います。

なお、次回の都市計画審議会は10月頃に予定しております。お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。